

気象警報の発令・交通機関の運休等にもなう登校停止について

【令和８年度 基準の一部改訂について】

気象庁の防災気象情報の制度変更（令和８年５月２９日実施）により、これまで大雨警報に含まれていた「土砂災害」に関する警報が、独立した「土砂災害警報」として発表されるようになりました。

警報の名称は変わりましたが、危険の内容や程度はこれまでと同じです。そのため本校では、大雨警報が発令された場合と同様に、土砂災害警報が発令された場合も臨時休校の対象とすることとしました（下記アを改訂）。

【臨時休校・登校停止の対象となる場合】

ア 大阪府下（大阪市，東部大阪，南河内，泉州）に大雨・洪水・暴風・大雪・土砂災害のいずれかの警報が発令された場合

＊ 大阪府の北大阪，奈良県，兵庫県から通学している児童については，居住地に上記の警報が発令されている場合は出席停止とします。

イ 地震・交通ストライキ等の非常事態により，交通機関が運休の場合

【ア・イが「いつ」生じたかで対応が変わります】

① 午前７時の時点で 警報が出ている	② 午前７時～始業時刻に 警報が出た	③ 始業時刻より後に 警報が出た
↓	↓	↓
臨時休校 ・ ７時以降に警報が解除されても、休校は変わりません。 ・ ７時より前に解除されていれば、通常どおり登校です。	登校を止める／下校させる ・ 自宅にいる場合…登校させないでください。 ・ 登校途中・登校済みの場合…学校で待機させ、各家庭に連絡・確認のうえ下校させます。	下校の時刻を判断 ・ 下校時刻を早める場合…各家庭に連絡・確認のうえ下校させます。 ・ 平常どおりの場合…「平常通りの下校」とお知らせします。
↓	↓	↓
いずれの場合も、ＨＰ・ＬＩＮＥでお知らせします		

【ご家庭へのお願い】

＊ 警報発令が予想される日は、ＬＩＮＥの受信ができるようにしておいてください。

＊ 上記のような場合は、「学校まで迎えに来る」「最寄り駅まで迎えに来る」等の対応が必要となります。臨機応変に対応できるよう、ご家族でお子様の安全な下校方法や、下校後の過ごし方等、個別の対応に対して、事前にご検討をお願いします。

＊ 上記のような場合は、各種行事・学校集会・ＣＣＴ・各ＰＴＡ活動等は、全て中止もしくは延期となります。

＊ 災害の程度によっては、交通手段の遅延・運休により職員が出勤できず、学校からの連絡が遅れる・できない場合もあります。ご了承ください。